

5 資料編

(1)しが生涯学習スクエア (生涯学習課内)

「しが生涯学習スクエア」では、PTA活動をはじめ、県民の皆さんの主体的な学びを応援するため、各種学習情報の提供や学習相談など、生涯学習の振興に関する様々な支援を総合的に行っています。

DVDなどの視聴覚教材の貸出と併せて、プロジェクターやスクリーン等の機材も貸し出ししています。

(2)しが生涯学習サテライト (県庁新館2階県民サロン内)

来庁者の方々に向けて、学習情報を提供する「しが生涯学習サテライト」のコーナーを、県庁新館2階県民サロン内に設置しています。

「しが生涯学習サテライト」では、各種パンフレットや様々な講座のチラシ等で、生涯学習に関する最新の情報を提供しています。また、地域や職場での研修等に活用していただける視聴覚教材の紹介もしています。

開設時間 月～金曜日 (祝日・夏季集中休暇・年末年始を除く) 9:00～17:00

(3)県立施設の無料開放

親子や家族のふれあいを深め、子どもたちの体験学習の機会の充実を図るため、滋賀県では「家族ふれあいサンデー」(第3日曜日)と「体験学習の日」(毎週土曜日)に県立施設の無料開放を行っています。

スマイルカード(見本は17ページ)を活用して、家族で県立施設にお出かけください。

※ 高校生以下の方は、いつでも常設展示の入館(場)が無料です。

体験学習の日も、スマイルカードがなくても高校生世代以下は入場料無料となります。

※ 家族ふれあいサンデーの対象者が「高校生世代以下の子ども連れの家族」に変更になりましたので、ご注意ください。

※ 県内在住等が証明できるものがあれば、スマイルカードがなくても利用可能です。

※ スマイルカードは、以下の広報誌に掲載する予定です。切り取ってご利用ください。

- ・「教育しが 4月号」
- ・「滋賀プラスワン 春号 秋号」

スマイルカードを使って 県立施設に行こう!

無料開放
毎月第3日曜日



今日は天気もいいし、
家族でどこかへ
お出かけしましょうか。



そういえば、
滋賀プラスワンに
“スマイルカード”が
載っていたよ。

「家族ふれあいサンデー」に
スマイルカードを提示すると
県立施設の常設展示が
無料になります。

詳細はこちらから



じゃあ、
おじいちゃんとおばあちゃんも
誘って行きたい!!



やったあ！
おでかけでき☆



みほん



「家族ふれあいサンデー」と「体験学習の日」の違いについて

	家族ふれあいサンデー	体験学習の日
開始時期	昭和54年～ 「家庭の日」の運動に呼応し、家族のふれあいを深める運動を積極的に推進したことがきっかけとなり始まる。	平成4年～ 学校週5日制(第2土曜日)が始まり、土曜日に子どもたちが過ごす場を提供するために、子どもを対象に県立施設を無料開放したことがきっかけとなり始まる。
趣旨・目的	家族で一緒に出かける機会を提供し、家族のふれあいや絆を深める。	子どもたちの体験学習の機会を提供し、「生きる力」や「豊かな心」を育む。
対象日	毎月第3日曜日	毎週土曜日
対象者	県内に在住する 高校生世代以下の子どもを連れた家族	県内に在住または県内の学校・園に 在学・在園している高校生世代以下の子ども
対象施設	醒井養鱒場(入場料) 安土城考古博物館(常設展示の観覧料) 琵琶湖博物館(常設展示の観覧料) 美術館(常設展示の観覧料) 陶芸の森陶芸館(企画展示の観覧料) ※令和7年1月から、高校生世代以下の方の入場料は無料になっています。 ★各施設の開館状況等をご確認のうえ、お出かけください。	

スマイルカードは、「教育しが4月号」「滋賀プラスワン春号・秋号」に掲載予定です。
お持ちでない場合は、滋賀県内に在住または在学していることがわかるもの
(運転免許証、マイナンバーカード、生徒手帳など)でも、同様のサービスを受けられます。

問合せ先 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 TEL 077-528-4654

(4)しが学校支援センター

県では、豊富な知識や経験を持った地域の人々・企業・NPO等団体が、学校の教育活動を支援する仕組みづくりを推進しています。

具体的には、「しが学校支援センター」が、出前授業等の依頼があった学校と支援者をつなぎ、連携授業などを進めています。

なお、**校外学習施設見学**やPTA親子活動や保護者を対象とした「学校支援メニュー」も登録されており、ぜひご活用ください。



令和6年3月
しが学校支援センター「フレッツ」
電子案内版を新

「しが学校支援センター」による連携授業の実践例をホームページ「におねっと」に掲載しています！

＜実践例＞

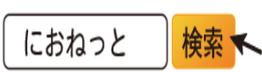


小学校（「食の匠」）の食育出張講座：和食



中学校（地球にやさしく！暮らし見直し隊）

ぜひ、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をご覧ください！



「連携授業の実践例」、分野別「学校支援メニュー」一覧は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」（<https://www.nionet.jp/>）に掲載しています。



現在の登録数
登録団体数：227団体
メニュー数：361
(令和8年3月1日現在)



(5)滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

PTA活動
で役立つ!

滋賀県学習情報提供システム

におねっと



ヒントや教材が
いっぱい!

<https://www.nionet.jp/>

におねっと

滋賀県内の学習情報を紹介するサイトです。



Point 1

視聴覚教材の貸出

<https://www.nionet.jp/nionet/audio.php>

県生涯学習課が保有する、視聴覚教材約 2200 本の貸出予約申込が 24 時間いつでもできます。個人の学びだけでなく、企業内人権研修や、PTA の学習会、地域や学校での学習教材として活用ください。貸出は無料です。

- 貸出本数：3本以内
- 貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)
- 貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

Point 2

出前講座

<https://www.nionet.jp/lldivision/demae/>

県内の自治会や公民館、PTA 等が主催する講座開催を支援する講師情報を提供します。県生涯学習課では、主催者からの要請に基づき、講座の開催趣旨に沿った講師の紹介や仲介を行います。

13分野のべ150講座以上

- | | | | | |
|-------|-------|-----|------------------|--------|
| 環境 | 歴史・文化 | 健康 | 仕事 | 子育て |
| 人権 | 多文化共生 | 科学 | 安全・安心
(防災・防犯) | 男女共同参画 |
| 福祉・介護 | 地域づくり | その他 | | |

Point 3

カレンダーで講座検索

<https://www.nionet.jp/nionet/kouza.php>

クリックされた日に開催される講座や教室を一覧できます。近日開催予定の講座は、閲覧時の最新情報が自動更新されています。条件検索を利用すると指定の期間や地域、分野別に絞り込むこともできます。

Point 5

家庭教育学習資料～語り合いを通じた親子～
家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」

など、様々な資料がダウンロードできます。

<https://www.nionet.jp/dbook/index.html>



Point 4

子ども読書活動支援事業

<https://www.nionet.jp/dokusho/>

子ども向けの本の紹介や、読書活動に関する情報をお届けしています。



▲赤ちゃん・幼児向け読書啓発冊子



▲子ども読書活動推進リーフレット

- ブックトーク
- 学校・図書館・ボランティア連携研修会
- 学校図書館の紹介

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁新館6階
電話：077-528-4651 FAX：077-528-4962 E-mail ma06@pref.shiga.lg.jp



(6)その他

★訪問型家庭教育支援

これまでの「訪問型家庭教育支援」の取組では、次のような効果が見られました。

- ・関係機関への相談
- ・保護者の不安や悩みの改善
- ・子どもの状態の改善
- ・行き渋りや不登校傾向の改善
- ・学校と家庭のつながり
- ・支援員との連携による教職員の負担軽減



詳細はリーフレットで紹介していますので御覧ください。

【二次元コード】

【URL】

https://www.nionet.jp/lldivision/community_school/index.html



★滋賀県子ども基本条例

滋賀県では、「滋賀県子ども基本条例」を令和7年4月に施行しました。

子どもの権利が守られる社会づくりを社会全体で推進することを定めるほか、県、保護者、学校等、事業者、県民の責務を明記しています。

滋賀県は、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指します。

詳細は、県ホームページを御覧ください。

【URL】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/342517.html>

【二次元コード】



また、「滋賀県子ども基本条例」に基づき、滋賀県では子どもの権利を守るために、「滋賀県子どもの権利委員会」を設置しています。

滋賀県子どもの権利委員会は、相談だけでは解決が難しい子どもの権利に関する悩みや困りごとについて、子どもの気持ちや考えに寄り添い、子どもにとってより良い解決方法を一緒に考え、問題解決に向けた活動を行います。